

入札説明書

令和7年度医療労務管理支援事業委託契約

島根労働局雇用環境・均等室
島根労働局総務部総務課

令和7年度医療労務管理支援事業の調達契約に係る入札公告（令和7年1月22日付）に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

島根労働局総務部長 森岡 巨博

島根調達機関番号 017

所在地番号 32

2. 調達内容

(1) 調達件名

令和7年度医療労務管理支援事業委託契約

(2) 履行期間

令和7年4月1日（予定）～令和8年3月31日まで

(3) 業務内容

別添1「委託要綱」による。

(4) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は、入札書のほか、下記4（1）に定める期日までに下記8（1）②に係る技術提案書等（以下「提案書類」という。）を提出すること。

入札金額は、委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。

このため、入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定

を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第 29 条の 4、第 29 条の 9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 72 条第 1 項、第 77 条第 2 号及び第 100 条の 3 第 3 号）。

(7) 違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として納めなければならない。

3. 競争参加資格

(1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 04・05・06 年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で A、B、C 又は D 等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア 厚生年金保険、イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ 船員保険、エ 国民年金、オ 労働者災害補償保険、カ 雇用保険

(5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。

(9) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(10) 過去 1 年以内に厚生労働省所管法令に基づく公表制度により、又は違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業として、平成 29 年 1 月 20 日付け基発 0120

第1号厚生労働省労働基準局長通達「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長等による指導の実施及び企業名の公表について」記3、平成31年1月25日付け基発0125第1号「裁量労働制の不適正な運用が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働局長による指導の実施及び企業名の公表について」記の3に基づく企業名の公表をされていないこと。に基づく企業名の公表をされていないこと。

※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

4. 提案書類の提出場所等

(1) 提案書類の提出期限：令和7年2月21日(金)16時00分(必着)

下記(2)まで持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。なお、添え状等に担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。

電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

(2) 入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階

島根労働局雇用環境・均等室 担当：日高

電話 0852-20-7007

メール hidaka-tooru@mhlw.go.jp

(3) 本入札に関する問い合わせ期間等

ア 受付期間及び方法

本公告開始日から令和7年2月7日(金)までの間、上記(2)にてメール等(様式自由)で受け付ける。

ただし、受付は開庁日の9時~12時、13時~17時(最終日は12時まで)とする。

イ 回答

質問に対する回答は、令和7年2月10日(月)17:00までに、質問者及び本入札参加を検討していると認められる者に対し行う。

ただし、総合評価に当たって影響しない軽微な質問については質問者のみに回答する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

令和7年2月3日(月) 14時00分

島根労働局 専用大会議室

入札説明会への参加を希望する場合は、令和7年1月31日(金) 12時までに、上記4(2)の連絡先へ電話又はメールで申し込むこと(期限厳守。また、入札説明会への参加を認めない場合を除いて、入札説明会の申込みに対する回答は行わない。)。出席人数は1機関当たり2名までとすること。

なお、メールの件名は、本事業に係る入札説明会参加希望であることが分かるものとし、メールの本文に入札説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。また、入札説明会の会場で入札説明書の配布はしないため、事前に上記4(2)から入札説明書入手(無償で配布。事前連絡は不要。)しておくこと。

(5) プレゼンテーションの実施

有効な提案書類を提出した者から、提案書類の説明を求めため、プレゼンテーションを開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、提案書類を提出した者に対し開催の前日までに連絡する。

(6) 提案書類の無効

不備がある提案書類は受理せず無効とする。

なお、一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。この場合、通知を受け取った提案者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

5. 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙4、別紙5により令和7年2月21日(金) 16時までに(2)イに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和7年2月21日(金) 16時00分

※ 電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。

(2) 紙により入札を行う場合

ア 入札書の提出期限

令和7年2月21日（金）16時00分（電子調達と同一日時）

イ 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690-0841 島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5階

島根労働局総務部総務課会計第一係

担当：大塚

電話：0852-20-7006

ウ 入札書の提出方法

（ア）直接提出の場合

入札書は（別紙1）の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、あて名（支出負担行為担当官島根労働局総務部長あて）、「令和7年3月5日開札〔令和7年度医療労務管理支援事業〕入札書在中」の文言及び第何回目の入札書であるかを朱書きしなければならない。

（イ）郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合

入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「令和7年3月5日開札〔令和7年度医療労務管理支援事業〕入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様にその封皮に氏名等を記し、上記（2）イあてに入札書の提出期限までに到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

（3）入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 誓約書（別紙7）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

ウ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行す

ることができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、入札書の提出日時までにシステムで定める委任状の手続きを終了しなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による応札は認められない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の住所・氏名・名称又は商号及び代表者氏名を記入し、代理人であることの表示及び当該代理人の住所・氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに別紙3による代理委任状を上記（2）イに提出しなければならない。なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記（2）イまで連絡すること。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6. 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年3月5日（水）10時00分

島根県松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎 5階島根労働局専用大会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

(3) 紙による入札の場合

ア 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記4（1）の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又は代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書も同封しておくこと。

紙による入札で入札者又はその代理人が開札に立ち会う場合にも、上記5(2)における入札書の提出時にあらかじめ再度入札のための入札書を同封すること。

電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

① 電子調達システムによる入札の場合

この一般競争に電子調達システムによる入札参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(別紙6参照)及び暴力団等に該当しない旨を記載した誓約書(別紙7)をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムの手順に応じて令和7年2月21日(金)16時00分までに提出しなければならない。

競争参加資格等確認関係書類を電子データ化する際は、各項目別に一つのファイルを作成するものとする。また、電子調達システムはシステム上、一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、LZH形式またはZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付されたい。

② 紙による入札の場合

この一般競争に紙による参加を希望する者は、別紙4、別紙5のほか、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(別紙6参照)及び暴力団等に該当しない旨を記載した誓約書(別紙7)を令和7年2月21日(金)16時00分(必着)までに本入札説明書5(2)イに持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出しなければならない。なお、未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

③ 開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争

参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

イ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を電話又はメール、及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

（4）契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（5）支払条件

別添1の（別紙4）契約書（案）に基づき、支払うこととする。

（6）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
- ・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記5（2）イの入札書の提出場所に連絡すること。

8. 提出書類

(1) 必須提出書類

- ① 入札書（別紙1） 令和7年2月21日（金）16時00分まで 1部
- ② 提案書類一式 令和7年2月21日（金）16時00分まで
 - ア 技術提案申請書（別紙2） 1部（原本1部）
 - イ 技術提案書 7部（原本1部、写し6部）
（原本1部に会社名を記載し、残り写し6部に会社名等を記載しないこと）
 - ウ 提出者の概要（会社概要・貸借対照表・損益計算書等） 1部
※ 貸借対照表・損益計算書等については直近決算のものに限る。
- ③ 競争参加資格確認関係書類（別紙6を参照）
令和7年2月21日（金）16時00分まで 1部

④ 誓約書（別紙7）

令和7年2月21日（金）16時00分まで 1部

※ ①、③及び④について、電子調達システムによる入札をする者は、システムにより提出すること。また、③について、期限までに登録していない場合、電子調達での参加はできないため、注意すること。

(2) 代理人が紙により入札する場合

① 委任状（別紙3）

令和7年2月21日（金）16時00分まで 1部

(3) 紙により入札の参加を希望する場合

① 紙入札参加申請書（別紙4）

令和7年2月21日（金）16時00分まで 1部

② 紙業者登録票（別紙5）

令和7年2月21日（金）16時00分まで 1部

9 その他留意事項

- (1) 入札書、提案書類の用紙サイズは、A4を原則とする。ただし、図表については、その限りではないこと。
- (2) 契約相手方は、作業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、あらかじめ島根労働局の承認を受けること。
- (3) 契約相手方は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- (4) 契約相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- (5) 入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 提案書類の取扱い
 - ア 提出した提案書類を発注者の許可なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された提案書類は返却しない。
 - ウ 提出された提案書類及びその複製は、発注者の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (9) 入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者が発注者が認める者でなければならない。
- (10) 提案書類の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。
- (11) 提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。
- (12) 事業者から委任を受けた責任者や担当者から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除及び違約金を徴取することがある。
- (13) 契約者に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (14) 委託事業における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。
- (15) 委託事業の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を労働局に申請し、承認を受けること。
- (16) 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。
- (17) 人権尊重への取り組み
 - 入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。
- (18) インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点で事業総額に計上した上で、契約金額を見積もること。なお、その際は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、免税事業者等からの仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日から令和11年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の5割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

10 様式等

- 別紙1 入札書
- 別紙2 総合評価落札方式による一般競争入札技術提案申請書
- 別紙3 委任状
- 別紙4 電子調達案件の紙入札方式での参加について
(紙での入札参加をする場合のみ必要)
- 別紙5 紙業者登録票
- 別紙6 競争参加資格確認関係書類
- 別紙7 誓約書
- 別添1 委託要綱
 - (別紙1) 仕様書
 - (別紙2) 評価項目及び評価基準
 - (別紙3) 委託事業実施計画書
 - (別紙4) 契約書（案）
 - (別紙5) 提案書作成要領